

歯科技工士協同組合の組合員の皆さまへ

歯科技工士生命共済制度のご案内

子ども特約付団体定期保険(S51)

制度の規模が大きければ大きいほどスケールメリットにより、掛金の負担が軽減される仕組みになっております。ぜひ、多くの組合員の皆様の、この制度のご活用をお待ちしております。

生命共済制度の特徴

- POINT 1 お手頃な掛金で、死亡保障の準備ができます。
- POINT 2 保険期間は1年で、毎年保障の見直しができます。
- POINT 3 配偶者・子どももお申込みできます。
- POINT 4 医師の診査がなく、告知書の提出のみで簡単にお申込みできます。
- POINT 5 剰余金があれば、配当金として還元されます。
保険金のお支払状況等によっては配当金が0になる場合があります。
- POINT 6 商品付帯サービス
(セカンドオピニオンサービス・専門医紹介サービスなどのサービスを利用できます。)

申込締切日

毎月 **15** 日

申込書提出先

歯科技工士生命共済制度事務局
〒651-0076 兵庫県神戸市中央区吾妻通6丁目2-11 3F
TEL:078-384-8088 FAX:078-384-8094

(事務局まで送付ください)

※必ず、「ご契約内容(契約概要)・特に重要なお知らせ(注意喚起情報)」を熟読いただき、この保険(保障の内容・金額等)がご自身のご意向に合致しているかご確認のうえお申込みください。

保険金額と月額掛金：【70歳以下の方】

1名あたりの最高保険金額は、被保険者本人が掛金を負担する部分と事業所が掛金を負担する部分を合算して1,200万円が限度となります。

	死亡保険金額 ・ 高度障害保険金額	年齢および月額掛金 (単位：円)								
		性別	15歳～ 35歳	36歳～ 40歳	41歳～ 45歳	46歳～ 50歳	51歳～ 55歳	56歳～ 60歳	61歳～ 65歳	66歳～ 70歳
本人 ↑ 配偶者 ↓	1,200 万円	男	2,740	3,184	3,820	4,948	6,712	9,100	12,664	19,972
		女	2,236	2,776	3,100	3,724	4,576	5,284	6,724	9,544
	1,000 万円	男	2,300	2,670	3,200	4,140	5,610	7,600	10,570	16,660
		女	1,880	2,330	2,600	3,120	3,830	4,420	5,620	7,970
	800 万円	男	1,860	2,156	2,580	3,332	4,508	6,100	8,476	13,348
		女	1,524	1,884	2,100	2,516	3,084	3,556	4,516	6,396
	500 万円	男	1,200	1,385	1,650	2,120	2,855	3,850	5,335	8,380
		女	990	1,215	1,350	1,610	1,965	2,260	2,860	4,035
	200 万円	男	540	614	720	908	1,202	1,600	2,194	3,412
		女	456	546	600	704	846	964	1,204	1,674
子ども	200 万円	3歳～22歳 性別に関係なく一律 160円								

↑ 加入申込書兼告知書に記入いただく保険金額です。

保険金額と月額掛金：【71歳以上の方】

71歳～80歳は更新のみのお取扱いとなります。

	死亡保険金額 ・ 高度障害保険金額	年齢および月額掛金 (単位：円)										
		性別	71歳	72歳	73歳	74歳	75歳	76歳	77歳	78歳	79歳	80歳
本人 ↑ 配偶者 ↓	1,200 万円	男	26,308	28,780	31,504	34,588	38,140	42,208	46,768	51,748	57,484	63,952
		女	12,100	13,276	14,620	16,180	17,980	20,032	22,408	25,144	28,276	31,888
	1,000 万円	男	21,940	24,000	26,270	28,840	31,800	35,190	38,990	43,140	47,920	53,310
		女	10,100	11,080	12,200	13,500	15,000	16,710	18,690	20,970	23,580	26,590
	800 万円	男	17,572	19,220	21,036	23,092	25,460	28,172	31,212	34,532	38,356	42,668
		女	8,100	8,884	9,780	10,820	12,020	13,388	14,972	16,796	18,884	21,292
	500 万円	男	11,020	12,050	13,185	14,470	15,950	17,645	19,545	21,620	24,010	26,705
		女	5,100	5,590	6,150	6,800	7,550	8,405	9,395	10,535	11,840	13,345
	200 万円	男	4,468	4,880	5,334	5,848	6,440	7,118	7,878	8,708	9,664	10,742
		女	2,100	2,296	2,520	2,780	3,080	3,422	3,818	4,274	4,796	5,398

↑ 加入申込書兼告知書に記入いただく保険金額です。

掛金について

- 月額掛金は、年齢・性別により異なります。
- 被保険者の年齢は保険年齢です。保険年齢とは2017年11月1日時点の満年齢で計算し、1年未満の端数については、6ヵ月を超えるものは切り上げて1年とし、6ヵ月以下のものは切り捨てます。(例)50歳=49歳6ヵ月超～50歳6ヵ月以下
- 上記月額掛金は、総保険金額2億円以上3億円未満の概算です。正規の掛金については募集終了後に算出し、初回より適用します。こどもの保険料は1名あたりの正規保険料です。
- 上記掛金には、月額保険料の他に制度運営費100円が含まれています。(こどもの掛金には制度運営費は加算されません)

保障内容

死亡したときに死亡保険金を、責任開始日以後の傷害または疾病によって高度障害状態になったときに高度障害保険金をお支払いします。

- 高度障害状態とは【対象となる高度障害状態】のいずれかに該当した場合をいいます。
- 保障はいずれも保険期間中に発生し、上記支払要件を満たしたものに限りです。

保険期間

2017年11月1日(責任開始日)～2018年10月31日の1年間

中途加入の場合は、申込日(毎月15日申込締切日)の翌々月1日～2018年10月31日までとなります。

掛金の払込

ご指定の口座から毎月引き落としいたします。

配当金

この保険は1年毎に収支計算を行い、剰余金が生じたときは配当金としてお返しする仕組みになっております。保険金のお支払状況等によっては配当金が0になる場合があります。

加入資格

※健康状態等によっては、ご加入できない場合があります。

本人: 歯科技工士協同組合組合員である事業所の代表者、役員および従業員で申込日現在健康で正常に就業している方、かつ年齢が14歳6ヵ月超～70歳6ヵ月以下(2017年11月1日現在)の方。

配偶者: 上記「本人」と同一戸籍に記載されている配偶者で、申込日現在健康に生活している方、かつ年齢が満16歳～70歳6ヵ月以下(2017年11月1日現在)の方。

子ども: 上記「本人」が扶養(健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち、子に関する規定を準用します。)し、「本人」と同一戸籍に記載されている子どもで、申込日現在健康に生活している方、かつ年齢が2歳6ヵ月超～22歳6ヵ月以下(2017年11月1日現在)の方。加入資格のある子どもが2名以上いる場合は、その子どもを全員加入させてください。特定の子どもだけを加入させることはできません。

※配偶者、子どものみで加入することはできません。

※配偶者の保険金額は本人の保険金額以下となります。

※本人が脱退した場合、配偶者と子どもも脱退となります。

※加入資格を喪失した場合は、この保険から脱退となります。

保険金受取人

死亡保険金受取人は、それぞれの被保険者をご指定ください。事業所ごと一括して申込まれる場合は、被保険者の同意を得て事業所に指定することもできます。子どもの死亡保険金受取人は、加入資格に定める「本人」です。高度障害保険金受取人は、それぞれの被保険者本人です。事業所が受取人の場合、事業所が一旦受取った後、死亡保険金は弔慰金として遺族に支給されます。なお請求に際しては、遺族の了解が必要となります。個人事業主の場合は死亡保険金の事業所受取りはできません。

自動更新

一旦加入されますと、歯科技工士協同組合組合員である事業所の代表者、役員および従業員であれば、更新時にたとえ病氣中であっても、本人・配偶者ともに80歳6ヵ月まで前年の加入保険金額と同額以内で更新いただけます。子どもの場合、22歳6ヵ月まで更新いただけます。

税法上の取扱

(2017年7月現在) * 将来、税法等の改正により変更される可能性があります。

1. 保険料について(※保険料とは、掛金より制度運営費を除いた額となります。)

【被保険者本人が保険料を負担した場合】

保険料(配当金があればそれを差し引いた額)は生命保険料控除の対象となり、所得税・住民税が軽減されます。

(所得税法第76条/地方税法第34条・第314条の2)

【事業所が保険料を負担した場合】

(1) 法人・個人事業主にかかわらず組合員事業所が役員・従業員のために負担した保険料は、役員・従業員の所得税の対象となりません。

(所得税基本通達36-31の2)

(2) 法人の負担した保険料は、福利厚生費として全額損金となります。(法人税基本通達9-3-5)

【個人事業主が保険料を負担した場合】

個人事業主が従業員のために負担した保険料は全額必要経費として処理できます。(所得税個別通達直審3-7)なお、個人事業主が自身のために負担した場合の保険料(配当金があればそれを差し引いた額)は、所得税法上の生命保険料控除の対象となります。(所得税法第76条/地方税法第34条・第314条の2)

2. 保険金について

【受取人が遺族の場合および死亡退職金として支給された場合】

相続人が受取る死亡保険金は500万円×法定相続人の数まで非課税です。(相続税法第12条)

【弔慰金として支給された場合】

a. 業務上死亡の場合は月収の3年分の金額まで非課税です。

b. 業務外死亡の場合は月収の半年分の金額まで非課税です。(相続税基本通達3-20)

被保険者の同意確認

(事業所ごと一括して申込まれる場合)

当制度は、組合員である事業所の代表者・役員・従業員に万一の事態が生じた場合に備え、事業所が掛金を負担し、代表者・役員・従業員が被保険者となる弔慰金等の支払財源に充当するための制度として利用できます。加入申込みにあたり、被保険者となることに対して、被保険者となるべき方全員の同意確認が必要です。同意確認については被保険者の加入申込書兼告知書への記名・押印により行います。

【お知らせ】

保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、給付金額、年金額などが削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻した場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、給付金額、年金額などが削減されることがあります。詳細につきましては、生命保険契約者保護機構（Tel:03-3286-2820）までお問い合わせください。なお、生命保険契約者保護機構に関すること以外のご質問については、引受保険会社へお問い合わせください。

【生命保険募集人について】

生命保険募集人は、お客様と保険会社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客様からの保険契約のお申込みに対して、保険会社が承諾したときに有効に成立します。

【個人情報に関する重要事項】

この保険の運営にあたっては、保険契約者は加入対象者（被保険者）の氏名、性別、生年月日、健康状態等（以下、「個人情報」といいます。）を取り扱い、引受保険会社（共同取扱会社を含みます。以下同じ。）へ提出いたします。保険契約者は提出された個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。各引受保険会社は受領した個人情報を、各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、関連会社・提携会社を含む各種商品やサービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、引受保険会社の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務の目的で利用^(注)します。また、引受保険会社は、保険契約者、他の引受保険会社、再保険会社、募集代理店を含む委託先、および共同利用を行うグループ会社に、上記の利用目的の範囲内で個人情報（本保険以外で引受保険会社が知り得る情報を含みます。）を提供します。なお、この他法令に根拠があるときは、上記にかかわらず、個人情報を提供する場合があります。また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き保険契約者および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。引受保険会社は、今後変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。（注）保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

＜その他＞

(1) 死亡保険金受取人の個人情報の取り扱いについて

指定された死亡保険金受取人（以下、受取人）の個人情報については、上記の加入対象者（被保険者）の個人情報と同様に取り扱われますので、お申込みにあたっては、受取人にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

(2) 事業所を経由する場合の個人情報の取り扱いについて

個人情報が、この保険の運営上、加入対象者の所属する事業所を経由して保険契約者へ提出される場合、または保険契約者からその事業所へ個人情報が提供される場合は、その事業所は提出された（提供された）個人情報を、保険契約者と同様に取り扱います。

【死亡保険金、高度障害保険金について】

次の場合には免責となり、死亡保険金・高度障害保険金をお支払いできませんので、お申し込みの際、特にご注意ください。

- (1) 被保険者が加入日から1年以内に自殺したとき
- (2) 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたとき（高度障害状態にさせたとき）
- (3) 被保険者の故意で高度障害状態となったとき
- (4) 保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき（高度障害状態にさせたとき）
- (5) 被保険者が戦争その他の変乱によって死亡したとき（高度障害状態になったとき）（注）

※「子ども特約」については、上記(2)は除きます。

※上記の他、告知義務違反による解除、重大事由による解除、その他の解除、詐欺による取消し、不法取得目的による無効、失効などの場合にも保険金はお支払いできません。

※上記は、増額された場合の増額部分についても適用されます。

（注）その該当被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合には、当会社はその程度に応じ、保険金の全額を支払い、またはその金額を減額して支払うことがあります。

【対象となる高度障害状態】

- (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- (3) 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (4) 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (5) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (6) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (7) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (8) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

【商品付帯サービスのご紹介】

生命共済制度のご加入者は、次のサービスを受けられます。

1. 健康コール24

いつでも無料で看護師や医師等に電話で健康に関してご相談いただけます。（24時間・365日体制）

2. セカンドオピニオンサービス・専門医紹介サービス

各専門分野の総合相談医がお客様の病症等の相談をお受けします。

3. メンタルヘルスサポートサービス

「こころ」の問題に対して、電話や面談によるカウンセリングを受けることができます。

4. ガン総合サポートサービス

ガンに関する様々な質問や相談に応じる総合的なサービスです。

5. 糖尿病総合サポートサービス

糖尿病で治療中の方、未受診の方、治療を中断されている方などが、適切な治療を受けられるようにサポートするサービスです。

●このサービスの内容は2017年7月現在のものであり、サービスの内容は予告なく変更もしくは中止される場合があります。

●このサービスはティーベック(株)が提供します。保険契約による保障とは異なります。

●サービスをご利用の際には諸条件があり、ご要望に添えない場合があります。

ご加入者のみ利用できるサービスです。ご加入者でない方のご利用は一切できませんのでご注意ください。

お問合せ先(生命保険募集人)

株式会社 エクセル 担当: 谷口

〒103-0023

東京都中央区日本橋本町4-1-1 加島商館ビル7F

TEL: 03-3517-2305 FAX: 03-3517-2309

引受保険会社



メットライフ生命保険株式会社

〒102-8525

東京都千代田区紀尾井町1-3 東京ガーデンテラス紀尾井町紀尾井タワー